

«面会方法について» 令和8年1月15日(木)から、以下の通り「面会方法の一部変更」を行います。

① 居室での面会	
開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ■令和8年1月15日(木)から当面の間 ■平日・土日・祝日などの制限はございません。但し、施設行事その他の予定がある場合は面会を控えて頂く場合もございます。
面会時間	<ul style="list-style-type: none"> ■10:00~17:00の間 (※17:00までが来荘受付終了時間とさせていただきます) ■1回30分以内 (※面会時間をお守りいただけますようご協力お願いします)
面会人数	<ul style="list-style-type: none"> ■1回4人まで (※親族・知人・幼児は問いません)
面会方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ご面会の方は必ずマスクを着用してください。(※マスク着用が無い場合は、面会をお断りさせていただく場合もございます。) ■受付にて非接触型体温計で、ご家族様自身で体温を測定してください。 ■受付にて必ず手指の消毒を行ってください。 ■検温・手指のアルコール消毒が終了したら、受付の面会簿に記載をしてください。 ■受付から入居者・利用者様のユニットに面会の内線で確認を入れ、問題が無ければ面会が出来ます。(※排泄支援中などの場合は、少しお待ちいただく場合もございます。) ■差し入れ(食べ物・必要用品など)は、ご家族様でユニットに持参し、ユニットスタッフへお渡しください。(※ユニット職員が不在の場合は、受付でお預かりします。) ■ご家族様と居室で飲食をする場合は、ご家族様の責任の上、ご対応ください。 <p>※ご本人の嚥下状態や覚醒状態によっては、誤嚥や窒息を起しかねません。また、遅れて症状が出る場合もあるので、スタッフにお声掛けいただく方が安全かと思われます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■面会の予約は必要ありませんが、入居者様の入浴や受診、イベント等への参加もあるため、お電話をいただき、日時の確認をしていただいた方が確実でございます。 ■施設入居者・職員に感染者が発生した場合は、該当するユニットのみ面会の一時中止、または以前の面会方法へ切り替えの場合もございます。クラスターなど感染が拡大した場合は、全面的に面会をお控えいただく場合もございます。
② 看取り期面会	
<p>■面会時間は【9:00~17:30】の中で、「入居者に対して、4名(幼児も含む)、30分以内、ご家族様のマスク着用」で面会が行えます。</p> <p>※尚、危篤時の場合はこの限りではありません。</p>	



裏面もあります

《外出について》 令和8年1月15日(木)から、ご本人・ご家族様の方から外出の申し出があった場合
に限り、月2回の外出が可能となります。

家族での外出	
開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ■令和8年1月15日(木)から当面の間 ■平日・土日・祝日などの制限はございません。但し、病院受診等の予定がある場合は外出を控えて頂く場合もございます。 ■原則として、外出の対応はご家族様での対応となります。また、万が一のアクシデントに備え、外出時には健康保険証をお渡しします。
外出時間	■10:00～15:00の間（※15:00には帰荘ください）
外出頻度	■ひと月に2回まで
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ■外出の希望のご連絡は、前日の17:00までにご連絡下さい。 ■ご連絡の際に、<u>外出日と出発時間・帰荘時間をお伝え下さい。</u> ■外出申し出の連絡は保証人様から施設の方へお願い致します。 ■外出予定日にご本人の体調が優れない場合やお住いのユニットで感染症が発症、または本人が罹患された場合は、やむを得ず外出をお断りさせて頂く場合もございます。 ■感染状況に応じては、緊急に外出を控えて頂く場合もございますので、ご了承下さい。なお、ご予約があった場合、お電話でご連絡を致します。それ以外に関しましてはホームページをご確認ください。 ◆外出時には、可能な限りマスク着用や手洗い・消毒等の感染予防に心掛けください。



※面会方法や外出のお知らせは保証人の方のみへのご連絡となっております。

つきましては、その他のご家族・ご親族様へは、お手数でもご家族様からお伝えください。

【松籜荘関連施設におけるインフルエンザ流行レベル基準における家族面会の判断】

松籜荘・サテライトにおけるインフルエンザ流行レベル基準における家族面会の判断（R7.11.1時点）

基準値	19.99以下	20.00～29.99	30.00以上
面会方法	日立保健所管内の感染者が19.9以下の場合、 全ての面会方法（※1）を可能。	日立保健所管内の感染者が20.00～29.99の場合は、①窓開けベランダ面会（ご家族様がマスク着用必須）②オンライン面会（サテのみ）③看取り期面会のみ。	日立保健所管内の感染者が30以上の場合、①窓開けベランダ面会（ご家族様がマスク着用必須）②オンライン面会（サテのみ）のみ。

※1：居室面会・ベランダ面会・オンライン面会（サテのみ）・看取り期面会【◆看取り期の方に関して、危篤時はこの限りでは無い】

◆日立保健所管内の感染者が20.00以上になった場合は、ご家族様による外出も控えていただくようになります。